平成２４年（再イ）第２４号
北海道苫小牧市明徳町２丁目２番７号
再生債務者　今野　博之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月11日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（再イ）第３号
三重県四日市市赤堀１丁目４番19号　メゾンアンブリック205
再生債務者　小川　恭徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日　津地方裁判所四日市支部

平成２５年（再イ）第７号
京都府宇治市広野町尖山４番地の1063
再生債務者　中田　浩史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第１６号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―808号、前住所大阪府東大阪市六万寺町２丁目１番14号
再生債務者　阪本　信惠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第２０号
大阪市西成区岸里東２丁目３番30―404号
再生債務者　赤帽楠本運送店こと　楠本　義晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１号
広島市安佐南区山本新町２丁目14番８号
再生債務者　井上　太介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第４７号
福岡県朝倉市甘木253番地７　レオパレスハニーランド205号
再生債務者　錦野　晋二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第３８７号
北海道江別市いずみ野８番地の12
再生債務者　吉田　秀樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１７号
北海道千歳市勇舞４丁目５番12号
再生債務者　熊谷　清弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１８号
北海道恵庭市文京町４丁目20番４号
再生債務者　今里　宗士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２０号
宮城県石巻市三ツ股１丁目１―15、住民票上の住所札幌市清田区清田１条２丁目３番56号
再生債務者　降矢　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３０号
札幌市中央区南21条西９丁目１番８―701号
再生債務者　石立　幸男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３号
北海道紋別郡遠軽町東町３丁目３番地46
再生債務者　石川　正文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２号
島根県大田市久利町久利309番地１
再生債務者　松田　友香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
松江地方裁判所出雲支部民事部

型式部材等製造者の認証に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第製104号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成25年６月25日

一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　　仁

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成25年２月22日）
旭化成ホームズ株式会社
製020101Abaa0180144、製010101Abaa0180244
製020101Abaa0181128、製010101Abaa0181228
製020101Abaa0182634、製020101Abaa0182638
製010101Abaa0182734、製010101Abaa0182738
製020101Abba0180144、製010101Abba0180244
製020101Abba0181128、製010101Abba0181228
製020101Abba0182634、製020101Abba0182638
製010101Abba0182734、製010101Abba0182738
製020101Abca0180144、製010101Abca0180244
製020101Abca0181128、製010101Abca0181228
製020101Abca0182634、製020101Abca0182638
製010101Abca0182734、製010101Abca0182738
製020101Abab0180144、製010101Abab0180244
製020101Abab0181128、製010101Abab0181228
製020101Abab0182634、製020101Abab0182638
製010101Abab0182734、製010101Abab0182738
製020101Abbb0181128、製010101Abbb0181228
製020101Abbb0182634、製020101Abbb0182638
製010101Abbb0182734、製010101Abbb0182738
製020101Abcb0181128、製010101Abcb0181228
製020101Abcb0182634、製020101Abcb0182638
製010101Abcb0182734、製010101Abcb0182738
製020101Abac0180144、製010101Abac0180244
製020101Abac0180628、製010101Abac0180728
製020101Abac0182634、製020101Abac0182638
製010101Abac0182734、製010101Abac0182738
製020101Abbc0181128、製010101Abbc0181228
製020101Abcc0181128、製010101Abcc0181228
製020101Abbe0182434、製020101Abbe0182438
製010101Abbe0182534、製010101Abbe0182538